

平成23(三)第29号 仮処分命令申立事件

債権者 A1ほか13名

債務者 郡山市

**債権者最終準備書面の補充書(3)**

2011年 12月 2日

福島地方裁判所郡山支部 御 中

債権者代理人	弁護士	神 山	美 智 子
同	弁護士	安 藤	雅 樹
同	弁護士	安 藤	絵 美 子
同	弁護士	笠 原	一 浩
同	弁護士	菅 波	香 織
同	弁護士	越 前 谷	元 紀
同	弁護士	柳 原	敏 夫
同	弁護士	井 戸	謙 一
同	弁護士	斎 藤	利 幸
同	弁護士	福 田	健

## 目 次

1、汚染マップ(甲55の2)の見直し	2頁
2、「移住権利地域」の具体的内容	3頁
3、内部被ばくを認めた一連の原爆症認定訴訟の判決について	4頁

### 1、汚染マップ(甲55の2)の見直し

債権者は、本年9月9日に、文科省が8月30日に公表した「土壌の核種分析結果(セシウム134、137)について」(甲53)のデータに基づいて、債権者らが通う7つの学校の汚染状況をチェルノブイリの避難基準に当てはめた汚染マップ(甲55の2)を提出したが、この汚染マップでは上記7つの学校の汚染状況を十分正しく反映していないことが判明したので、別途、債務者郡山市が測定した空中線量の値に基づいて、上記7つの学校の汚染状況をチェルノブイリの避難基準に当てはめた汚染マップ(甲97)とこれを解説した矢ヶ崎意見書(3)(甲93)を補充提出する。

新たな汚染マップ(甲97)によれば、上記7つの学校の周辺はすべてチェルノブイリの避難基準で、住民を強制的に避難させる「移住義務地域」に該当する。

なお、矢ヶ崎意見書(3)(甲93)は直近の空中線量の値だけを取り上げているが、甲95・96記載の、6月から11月までに測定した値を取り上げてみても0.571 $\mu$ Sv以上あり、「移住義務地域」に該当するという結論は変わらない。

また、空中線量の積算値についても、上記7つの学校周辺の地点のうち直近の空中線量の値が最も低い郡山合同庁舎で、3月12日～8月31日の半年弱の積算値は7.8mSvに達し(甲54報告書9～10頁)これだけで年間被曝線量5mSv以上の「移住義務地域」に該当することが示されている。従って、それ以外の地点の年間被曝線量がいずれも5mSvを超え、「移住義務地域」に該当することは容易に推定される。

以上の通り、文科省のデータに基づいた従来の汚染マップ(甲55の2)が不完全なものであることは、例えば、福島市役所と郡山市役所の空中線量の値(3月17

日～4月30日)がそれほど差がないにも関わらず(甲98の対比表)、文科省が8月30日に公表したセシウムのデータに基づいて、郡山市と福島市の汚染状況をチェルノブイリの避難基準に当てはめた「福島県中通り汚染マップ」(甲99)で、移住義務地域に該当する地点は福島市が11に対し、郡山市は3であり、4倍近い差があることから明らかである<sup>1</sup>。また、先週、文科省から「放射線量低く見せろ」という要求応じずに取引が解約になった線量計メーカーがニュースとなり(甲100)、「市町村が発表している数値より低い」文科省の測定に関する疑惑が改めて取り上げられていることに債権者も重大な関心を払わないではおれない。

## 2、「移住権利地域」の具体的内容

チェルノブイリの避難基準の1つである「移住義務地域」とは、住民が強制的に避難(移住)させられる地域のことであるが、「移住権利地域」について、今般、その具体的内容が判明したので補充する。

1991年制定のウクライナの法律「チェルノブイリ原発事故被災者の定義と社会的保護について」<sup>2</sup>の4条は、「移住権利地域」に住む住民に次の権利を保障している。

- ・客観的な情報に基づいて今後の居住・移住について決断する権利。
- ・移住を決めた住民のために移住のための条件が整えられる。
- ・移住した住民はこの法律で定める範囲の補償を受け取る権利。

同法第22条は、「移住権利地域」に住む住民が享受できる保養、休暇、住居、教育、食料などの特典を列記している。

同法第32条は、「移住権利地域」から移住する際に受けられる住居確保のための措置が定められている。

同法第35条は、「移住権利地域」に住む住民が移住に伴ってこうむった資産上

---

<sup>1</sup> しかも、測定地点の数は福島市が93に対し、郡山市は118である。

<sup>2</sup> 原題「Про статус і соціальний захист громадян, які постраждали внаслідок Чорнобильської катастрофи」

の損失を補填する措置が定められている。

### 3、内部被ばくを認めた一連の原爆症認定訴訟の判決について

沢田昭二名古屋大学名誉教授の意見書（甲 8 2）9 頁にも記載されているように、我が国では、1988 年に長崎地裁に提起された松谷訴訟を皮切りに、原爆症認定却下処分の取消を求める訴訟が次々と提訴された。その理由は、国が、原爆症の認定に当たり、DS86（放射線影響研究所が1986年に策定した線量推定方式）DS02（放射線影響研究所が2002年に策定した線量推定方式）に依拠したが、これらは、初期放射線による外部被ばくのみを重視し、放射性降下物による被ばく影響とりわけ内部被ばくをほとんど無視するものであったため、爆心地の遠距離で被ばくした人や、原爆投下後に広島市や長崎市に入った多数の人が原爆症と認められず、その認定申請を却下される結果となったためである。

これらの訴訟の結果は一覧表（甲 1 0 1）のとおりであり、ほとんどの原告について、認定申請却下処分が取り消された。裁判所は、一審裁判所から最高裁判所まで、初期放射線による外部被ばくのみを重視し、放射性降下物による被ばく影響とりわけ内部被ばくを無視する国の判断は合理性を欠くと判断し続けた。

連戦連敗となった国は、2009 年 8 月 6 日には、日本被団協の間で「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」を締結し、一連の司法判断を国として厳粛に受け止め陳謝し、一人でも多くの被爆者が迅速に認定されるよう努力する旨の内閣官房長官談話が発したが、その後も、内部被ばくを軽視する国の姿勢は変わっておらず、それが今日の、福島第 1 原発事故によって環境に放出された放射能による市民の健康被害の軽視につながっているものであることを補充主張しておく。

以 上